

法人事業税の一部国税化の即時廃止に向けた緊急共同要請

国は、平成20年度税制改正において、地域間の財政力格差是正を名目に、暫定措置として、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を創設した。この措置は、受益と負担という税の原則に反し、地方分権改革に逆行するものであり、我々は導入時から強く反対してきた。

そもそも、所得税法等の一部を改正する法律附則（平成21年法律第13号）は、平成23年度末までに消費税を含む抜本的な税制改革を行うことを政府に義務付けており、国自身も暫定措置を平成23年度までのものと位置づけている。

このところの都府県の税収入は、平成20年秋以降引き続く景気後退と、この措置との二重の影響により、大幅な減収となっている。

今後、国と同様に、地方においても社会保障負担が増大するのは確実であり、加えて、東日本大震災の発生により、都市の防災力強化は、以前にも増して求められている。これらの点においても、国が都市の財源を一方的に奪い続けることは、不合理である。

折しも、国においては、社会保障と税の一体改革の議論が進められているが、その前提として地方法人特別税の即時廃止、そして地方の法人事業税としての復元についても、十分に議論されなければならない。

こうしたことを踏まえ、以下の点を国に強く求める。

- 1 法人事業税の一部国税化の暫定措置を即時に廃止し、地方税として復元すること。
- 2 国と地方を通じた安定財源確保の観点から、地方消費税の拡充も含めた税制の抜本改革を行うこと。

平成23年6月15日

東京都知事 石原 慎太郎

愛知県知事 大村 秀章

大阪府知事 橋下 徹